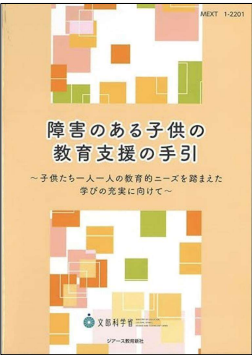


【説明①】

就学事務に係る制度及び
手続きの流れ等について



北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

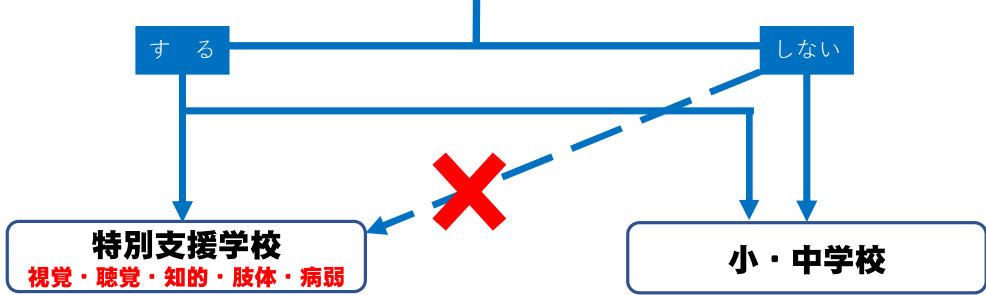
1 はじめに

障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重
市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、**最終的な就学先の決定を行う前に**十分な時間的余裕をもって行うものとし、**保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならない**こと。

平成25年10月4日付け25文科初第756号
「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」

障がいの状態「令第22条の3」に該当するか？



	小学校	特別支援学校
令第22条の3 該当	○	○
令第22条の3 非該当	○	×

障がいの種類や程度が令第22条の3に該当しない場合は、たとえ保護者が希望したとしても特別支援学校に就学することはできません。

認定特別支援学校就学者

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもののうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。

出典：学校教育法施行令第二節第五条

P362

※学校教育法施行令第22条の3については、これに該当する者が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」としての機能は持たないこととなる一方、我が国において特別支援学校に入学可能な障害の程度を示すものとしての機能は、引き続き有している **P10**

※注意 学校教育法施行令第22条の3に該当し特別支援学校へ就学すべき児童生徒でも、市町村教育委員会が小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認められていた者を「認定就学者」と読んでいました。
学校教育法施行令の一部改正により「認定就学者」についての規定は廃止されています。

5

2 就学事務に係る基本的な考え方

7

○ 学校教育法施行令第22条の3に示されている障がいの程度に該当していることが就学に関わる資料から読み取れないが、

- ・保護者が強く希望したため
 - ・特別支援学校の分校が隣接する児童福祉施設に入所したため
 - ・行動上の問題があるため
 - ・寄宿舎に入舎させるため
 - ・医療的ケアが必要であるため
 - ・現在の学校で不登校の状態が続いているため
- などを理由に特別支援学校への就学や学びの場の変更が判断されたケース

適切な就学先の判断と言えるか？

6

就学先決定における市町村教育委員会の役割

市区町村教育委員会は、域内に住所の存する子供の適切な就学についての責任を負っている。そのため、就学先決定の仕組みにおいては、本人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市区町村教育委員会が就学先を決定することとなる。その際、教育支援委員会等を設置し、専門家の意見を聞きながら、就学先決定のプロセスをたどっていくこととなるが、特に市区町村教育委員会は教育支援委員会等の事務局として、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが求められる。

P25

8

就学に関する新しい支援の方向性

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされている。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。

P2・3

「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）

9

用語の整理

※1 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

※2 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(一般的な教育制度)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム推進センターWebページから引用¹⁰

就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

(略) 就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障害のある子供の障害の状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子供一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められた。特に、その際、子供一人一人の障害の状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することがまずは重要である。そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市区町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市区町村教育委員会が決定することとなる。

P15

「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）

11

3 教育支援委員会について

12

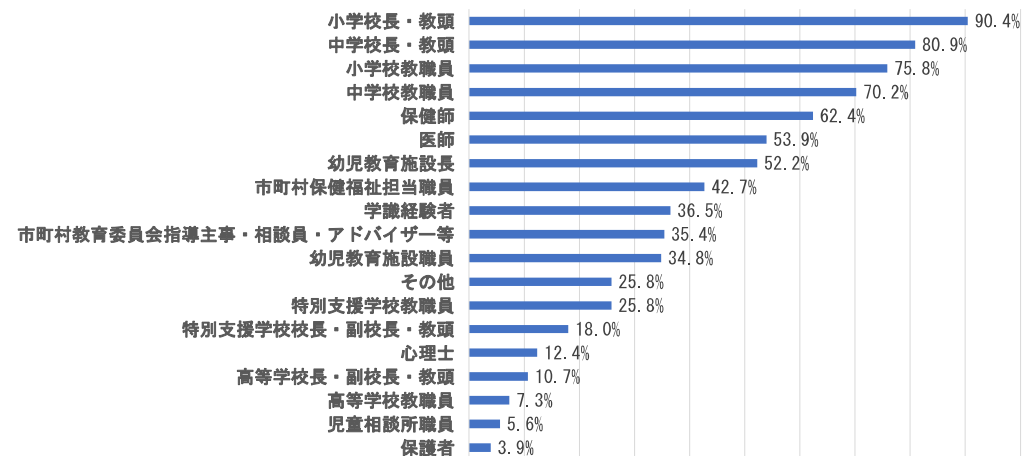
教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

教育支援委員会等については、早期からの一貫した支援の重要性から、認定こども園・幼稚園・保育所や、児童発達支援センター等の障害児通所支援施設、放課後等デイサービス、児童相談所の職員等の参画を得ることも有効と考えられる。このほか、小規模であったり、関係機関や専門家等の人材が確保しにくかったりする市区町村においては、例えば、複数の市区町村教育委員会が共同で教育支援委員会等を設置するなど、複数の市区町村が連携して体制整備を促進することも考えられる。

P35

13

道内各市町村における教育支援委員会構成員の職種



令和5年度（2023年度）管内市町村教育委員会就学事務担当者等研修会 事前提出資料の集計から

14

教育支援委員会について

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

平成25年10月4日付け25文科初第756号

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」

P393

15

教育支援委員会について（事前提出資料から）

- 子ども通園支援センターや幼稚園、保育園と連携しながら、保護者の意向を正しく把握している。
- 他の自治体と合同の教育支援委員会を組織することにより、地域の医師や特別支援学校管理職等の専門家からアドバイスを聞くことができる。
- 事前の教育相談（面談）にて〇〇学級を選択した場合のメリットやデメリットを具体的に伝えている。（場合によっては学校見学を同行する）
- 就学事務担当者が、直接対象となる子どもを観察し、的確に実態を捉え、協議できるようにしている。
- 5歳児健診に教育委員会職員も参加し、就学について説明している。
- 丁寧な面談を重ね、保護者の意向を尊重しつつ、合意形成が図られるよう対応している。
- 早期からの教育相談や学校見学を通して、相互理解を深める。

16

教育支援委員会と校内委員会の機能充実を図るためのハンドブック



17

教育支援委員会と校内委員会の機能充実を図るためのハンドブック

第1章 保護者の意向を可能な限り尊重するために

- (1) 乳幼児健康診査等の活用
- (2) 保健・福祉部局との連携
- (3) 行動観察の重要性
- (4) 保護者との面談
- (5) 学びの場の説明
- (6) 教育支援委員会で審議を行うに当たって

令和6年10月
「教育支援委員会と校内委員会の機能充実を図るためのハンドブック」

18

第1章（1）乳幼児健康診査の活用について

市町村で実施している1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査は、親子の関係性や子どもの発達の状態の把握に加え、疾病や障がいの早期発見など、子どもの教育支援を検討する上でも重要な意義があります。

近年は、社会性の側面などから子どもの特性を早期に発見する5歳児健康診査を実施する市町村も増加しており、こうした健診の場は保護者と接点がある貴重な機会となります。

そのため、健診には、保健師や医師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士、歯科衛生士等の専門家に加え、教育委員会の指導主事が参画し、健診の前後に「保護者説明会」や「個別の相談会」を実施するなど、工夫をしている市町村もあります。

令和6年10月
「教育支援委員会と校内委員会の機能充実を図るためのハンドブック」

19

第1章（5）学びの場の説明

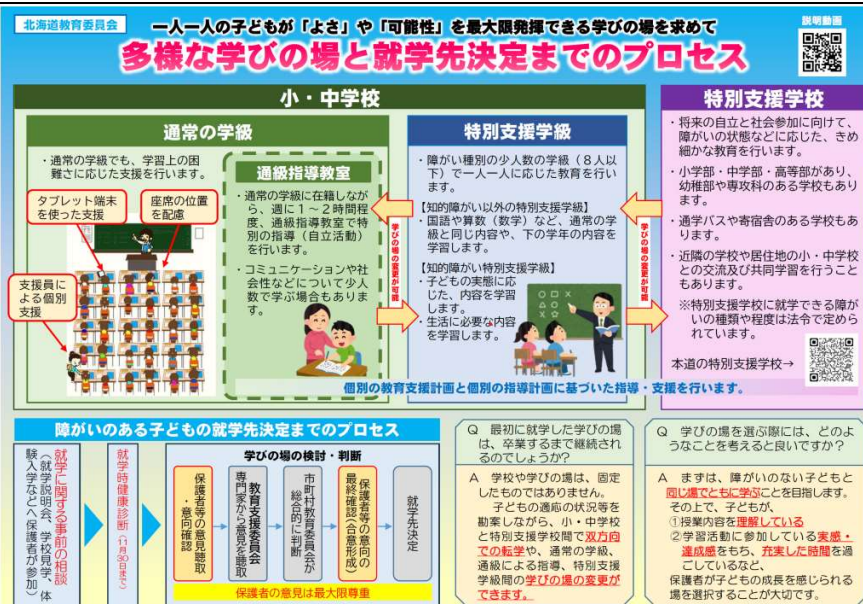
通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」において、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた適切な指導及び必要な支援が行われることを、保護者に分かりやすく情報提供することが重要です。

そのため、多くの市町村では、事前の教育相談で就学に関わる基本的な考え方を説明するほか、就学先となる学校や学びの場に関する情報を得られる機会である体験入学や学校見学会に参加するよう伝えるなどの取組が行われています。

こうした取組を通じて、就学先となる学校や学びの場の違いにより提供可能な教育環境や支援の内容、期待される教育効果、将来の支援の見通しなどが異なることについて、保護者の理解を深めていくことが求められています。

令和6年10月
「教育支援委員会と校内委員会の機能充実を図るためのハンドブック」

20



4 就学先となる学校や学びの場の判断におけるポイント

学びの場の概要

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
障がいの程度	学校教育法施行令第22条の3に該当	平成25年10月4日付け25文科初第756号通知に該当※	
第756号通知	市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、 <u>地域における教育の体制の整備の状況</u> 、その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが <u>適当であると認めるもの</u> を対象として、適切な教育を行うこと。	その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、 <u>特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者</u> を対象として、適切な教育を行うこと。	通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、 <u>通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。</u>
障がい種	◆視覚障がい ◆聴覚障がい	◆自閉症・情緒障がい	◆学習障がい ◆注意欠陥多動性障がい ◆自閉症 ◆情緒障がい
	◆知的障がい		
		◆弱視 ◆難聴	◆言語障がい
		◆肢体不自由 ◆病弱及び身体虚弱	

※平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（通知） 23

義務教育段階における学びの場とその障がいの種類

特別支援学校 障害の種類	特別支援学校 障害の種類及び程度	通級による指導 障害の種類及び程度
○ 視覚障害者 視覚の能力がほぼゼロ・三歳未満のもの又は視力以外の機能障害が高度のもの のうち、拡大読書の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能 なもの、拡大読書の使用したもの	○ 弱視者 拡大読書の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の もの	○ 弱視者 拡大読書の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度 で、通常の学級の学習におむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
○ 聴覚障害者 聴覚の能力がほとんどないか、二歳以上のものうち、補聴器等の使用によ っても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	○ 難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもの	○ 難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもので、通常 学級の学習におむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
○ 知的障害者 一 知能的発達があり、他人と意思疎通が困難で日常生活を営むのに諸事に 援助を必要とする程度のもの 二 知能発達の遅延の程度が軽微に達しないもののうち、社会生活へ の適応が著しく困難なもの	○ 知的障害者 一 知能発達の遅延があり、他人と意思疎通に程度の面識があり日常生活を営むの に一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	○ 肢体不自由者 一 身体不自由の程度が軽微であり、通常の学級の学習におむね参加でき、 一部特別な指導を必要とする程度のもの
○ 肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基 本的動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が軽微に達しないもののうち、常時の医学的観 察指導を必要とする程度のもの	○ 肢体不自由者 一 歩行や筆記等日常生活における基本的動作に程度の面識がある程度のもの	○ 肢体不自由者 一 身体不自由の状態が軽微であり、通常の学級の学習におむね参加でき、 一部特別な指導を必要とする程度のもの
○ 病弱者 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の症状が 顕著で、医療又は生活介護を必要とする程度のもの 二 身体疾患の症状が継続して生活機能を必要とする程度のもの	○ 病弱者及び身体虚弱者 一 慢性の呼吸器疾患その他の疾患の症状が持続又は間欠的に医療又は生活の管理 を必要とする程度のもの 二 身体疾患の症状が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	○ 言語障害者 一 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言 いにおけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達障 害のある者、その他これらに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因す るものではない者に限る。）、で、その程度が甚しいもの
○ 自閉症・情緒障害者 一 自閉又はそれに類するもので、他人与人関係の形成が困難であ る程度のもの 二 主としての心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への確かな 困難である程度のもの	○ 自閉症・情緒障害者 一 自閉又はそれに類するもので、通常の学級の学習におむね参加でき、一 部特別な指導を必要とする程度のもの 二 主としての心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級の学 習におむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	○ 自閉症 一 自閉又はそれに類するもので、通常の学級の学習におむね参加でき、一 部特別な指導を必要とする程度のもの ○ 情緒障害者 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級の学 習におむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	○ 学習障害者 一 全般的な知能発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推 断する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な 指導を必要とする程度のもの ○ 注意欠陥多動性障害者 一 年齢は発達に即応しうる範囲内であり、注意、活動性、多動性が認められ、社会的 活動や授業活動等に支障を生ずるもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	

【典拠】

- ・学校教育法施行令第22条の3
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」
- （文部科学省初等中等教育局）平成26年10月4日

特別支援学級開設時の留意点

しかしながら例えば、通級による指導の対象となる子供について、その子供が通学する小中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えない。

P33

また、地域によっては、特別支援学級や通級による指導、通常の学級の学びの場の判断について、教育的ニーズを踏まえた十分な検討が行われることなく安易に、教員が確実に配置される特別支援学級が選択される事例があるとの指摘がある。

P38

「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）

25

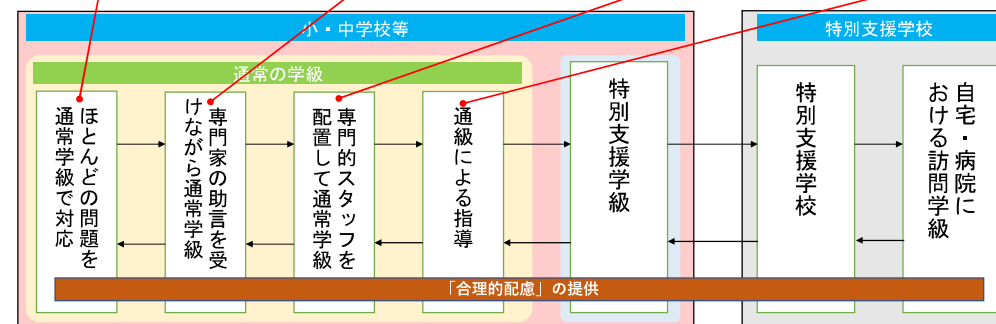
特別支援学級を検討する前に、通常の学級でできる支援を試みる

①誰もが分かりやすい授業づくりができていますか？

②特別支援学校等の助言を生かした配慮や支援を取り入れていますか？

③学習支援員等を配置した個に応じた指導を行っていますか？

④自立活動の指導を行っていますか？



特別支援学級を考える前に、上記4つの視点で、通常の学級で学べるように指導や支援を行うことが大切です。

26

「子供の障害の状態等」の判断における留意点

なお、教育的ニーズを整理するための観点の一つである子供の障害の状態等は、医療機関の診断や療育手帳等の有無のみをもって判断することは適切とは言えず、また、障害の状態等だけで学校や学びの場の枠組みに当てはめて考えることは厳に避けなければならない。子供一人一人に特別に必要な指導内容や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の観点から、総合的に検討を進めていく必要がある。

P30

「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）

27

教育的ニーズを整理するために

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切なしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することである。そうした教育的ニーズを整理するには、三つの観点（①障害の状態等 ②特別な指導内容 ③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえることが大切である。

なお、三つの観点を構成する各種の視点については（略）

P3

「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）

28

就学先決定に係る教育的ニーズの考え方

教育支援委員会等（総合的な観点による検討）

障がいの状態等

教育的ニーズ

本人及び保護者の意見

専門的見地からの意見
（教育学、医学、心理学等）

学校や地域の状況等

教育的ニーズを整理する観点

具体的な視点

①〇〇障がいの状態等の把握	・医学的側面からの把握 ・心理学的・教育的側面からの把握
②〇〇障がいのある子どもに特に必要な指導内容	・就学前までに特に必要とされる養育の内容 ・義務教育段階において特に必要とされる指導内容
③〇〇障がいのある子どもの教育的上の合理的配慮を含む必要な支援の内容	・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の「別表」の観点による配慮の検討
<注意> - 医療機関の診断や療育手帳等の有無のみをもって判断することは適切とは言えない。 - 障がいの状態等だけで学校や学びの場の枠組みに当てはめて考えてはいけない	

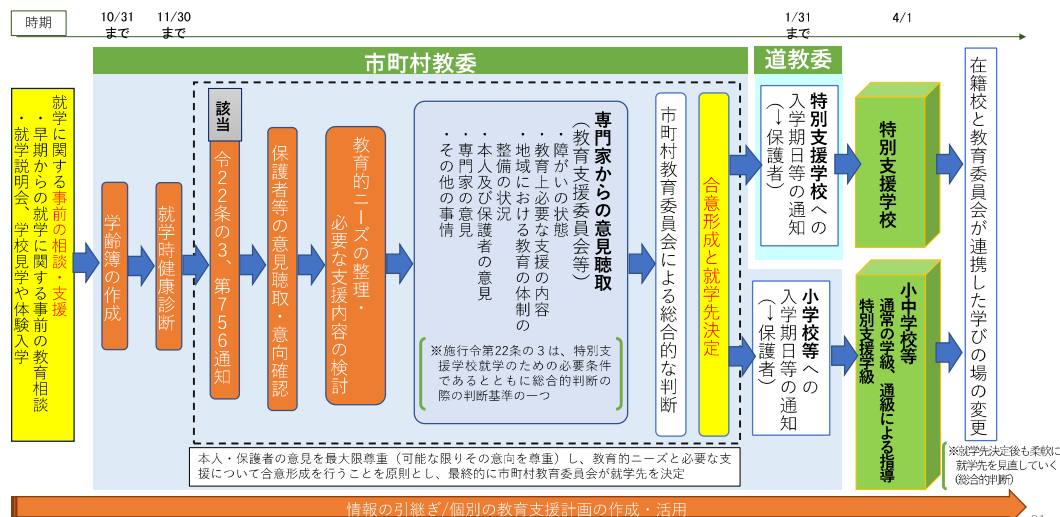
就学先の学校や学びの場の判断

29

5 早期からの相談・支援と柔軟な学びの場の変更

30

障がいのある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



31

（1）就学に関する事前の相談・支援の目的と内容

法令に基づいて本格的な就学手続が開始される以前の適切な時期に、就学に関する説明や相談、学校見学、体験入学など、本人及び保護者を対象とした就学に向けた様々な事前の準備を支援する活動を、早期の段階から時間的余裕をもって、計画的に実施していくことが、その後の就学に関する手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学先の決定を行う上で極めて重要である。

P15

⑥ 就学先となる学校や学びの場は固定的なものではなく、実際の就学先決定後も障害の状態等を踏まえ、転学や学びの場の変更が可能であり、柔軟なものであることを分かりやすく伝えること。

P16

32

小・中学校における通級による指導、特別支援学級と特別支援学校の概要

	小・中学校		特別支援学校
概 要 等	通級による指導 通常の学級に在籍し、通常の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が特別の場所で学習しています。	特別支援学級 障がい種ごとの少人数の学級で学習しています。 同じ障がい種の児童生徒（1学級8人）で学級を編制しており、多くの場合、異学年の児童生徒とともに学習しています。	法令に定められた障がいの種類及び程度を有する児童生徒が学習しています。 小・中学校は1学級6人、高等部は1学級8人で学級を編制しています。 ※ 障がい種が2つ以上ある児童生徒で学級を編制する場合は1学級3人です。
	対象障がい種 弱視、難聴、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、言語障がい、自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい	弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、言語障がい、自閉症・情緒障がい	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む。）
教育課程	個別的教育支援計画と個別の指導計画に基づき自立活動の指導※を行います。		
	週当たり1から8単位時間程度（学習障がい、注意欠陥多動性障がいのある児童生徒は年当たり10単位時間以上）を目安に障がいの状態に応じた学習（自立活動）をしています。 授業中に取り出して行う形と放課後に行う形があります。	※ 必要に応じて次のような工夫をしています。 ・ 下学年の各教科等の目標・内容と代替 ・ 各教科の目標・内容を知的障がい特別支援学校のものと代替（知的障がいがある場合のみ）	知的障がいがない場合は、小・中学校に準じた内容を学習しています。 障がいの状態等に応じて、自立活動の指導を中心に学習をしています。
主な進路先	高等学校に進学しています。	知的障がい特別支援学級は、特別支援学校の高等部へ、それ以外の特別支援学級は、高等学校への進学者が多い状況にあります。	多くは特別支援学校高等部に進学しています。
そ の 他	個別や小集団で学習しています。 在籍校で指導を受ける「自校通級」、他の学校で指導を受ける「他校通級」、担当教師が学校を巡回する「巡回指導」があります。	原則として週の授業時数の半分以上を目安に特別支援学級で児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた学習をしています。	※ 特別支援学校の情報はここから 道内の特別支援学校一覧 （北海道立特別支援教育センターWebページ） 

※自立活動の指導とは、社会性や運動面など、一人一人のお子さんの学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導です。

33

保護者向けリーフレット

知っておきたい

通級による指導

通級による指導とは・・・

通常の学級に在籍し、大部分の授業は通常の学級で受けながら、一部、「通級指導教室」という特別な場で、子ども一人一人の困難さに応じた指導を受けます。

対象はどのような子どもですか？

次の障がいがあり、通常の学級の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の子どもの対象です。

なお、医学的な診断の有無だけで判断するものではありません。

・ 弱視 ・ 難聴 ・ LD（学習障がい）
 ・ 言語障がい ・ 自閉症 ・ 情緒障がい ・ 肢体不自由 ・ 病弱及び身体虚弱
 ※ ADHD（注意欠陥多動性障がい）

例えば・・・

集中力が続かない
 落ち着きがない
 授業をほとんど聞いていない
 先生の話を聞かない
 先生の話を聞かない
 先生の話を聞かない

どこで受けられますか？

子どもが通う学校に通級指導教室がある場合は自分の学校で、ない場合は近隣の通級指導教室がある学校へ通い指導を受けます。

通級による指導には、以下の3つの形態があります。子どもが通う学校などの形態は学校に確認してください。

A 学校
 B 通級指導教室
 C 巡回指導

いつ、何時間くらい受けられますか？

週に1、2時間程度、在籍学校の授業中に指導を受ける場合と、放課後等に指導を受ける場合があります。

週に何時間、どの場面で指導を受けるかは子どもの状態に応じて決定します。

どのような学習をしますか？

障がいの状態に応じた「自立活動」を行います。「自立活動」とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導です。

例えば・・・

自分の合った学習方法を身に付ける
 自分ひとりでできることを理解する
 自分ひとりでできることを理解する
 自分ひとりでできることを理解する

自立活動

他の子の関わり方や、状況に応じた言葉遣いを身に付ける
 苦手な言葉を聞き取りやすくする練習をする

苦手な教科を個別に指導してくれますか？

単に教科の遅れを補充する指導ではなく、子どもの障がいに応じた「自立活動」の指導を行います。

指導を受けるためにはどうしたらよいですか？

まずは、子どもが通う学校の担任の先生や特別支援教育コーディネーターの先生に相談してください。

通級による指導を効果的に進めるために

通級による指導の担当者や保護者、在籍学校の先生が日常的に学習の状況を情報共有しながら連携・協力する必要があります。そのために「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成します。

通常の学級
 通級による指導
 連携・協力
 家庭

個別的教育支援計画

本人や保護者の願い、障がいによる困難な状況、支援目標と内容、合理的配慮、生育歴等について、学校と本人・保護者、関係者が情報を共有し、連携して支援するための計画

個別の指導計画

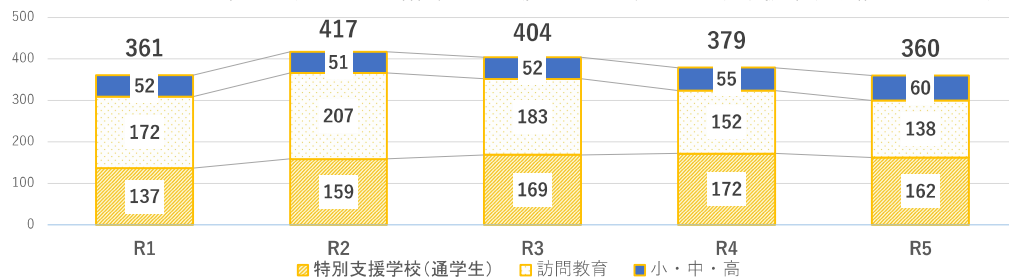
児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた具体的な指導目標や指導内容、指導方法等を具体的に示した指導計画

34

医療的ケア児

医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行うに当たっては、医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要

令和3年9月17日付け3文科初第1071号「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）」



「学校における医療的ケアに関する調査」（文部科学省）
 ※令和2年度は道教委独自調査

35

就学猶予・免除

病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対して、市町村の教育委員会は、就学義務を猶予又は免除することができる。（学校教育法第18条）

		就学免除者			就学猶予者		
計	計	6～11歳	12～14歳		計	6～11歳	12～14歳
32人	17人	8人	9人		21人	16人	5人

令和4年度 学校基本調査

- すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。（日本国憲法26条）
- 保護者は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。（学校教育法16条）

特別支援学校による訪問教育も可能であり、子どもの教育を受ける権利を保障する必要があります。

36

就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス

基本的な考え方

子供一人一人の発達程度、適応状況、各教科等の学習の習得状況等を勘案しながら、**学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解**とする

子供の教育的ニーズの変化の的確な把握

子供の障害の状態等の変化に伴う 子供一人一人の教育的ニーズの変化を的確に把握するとともに、**個別的教育支援計画や個別の指導計画のP-D-C-Aサイクルの充実**に努める

継続的な教育相談の実施

障害の状態等の変化による転学については、対象となる子供が在籍する校長の思料により、その検討が開始されることから、**継続的な就学に関する教育相談を行う**ための体制の整備、専門家チームの派遣や定期的な巡回相談等を通じた、各学校への支援が必要である

在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更

就学後も定期的に教育相談を実施し、**個別的教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議**などを行い、それらの計画を評価・改善していく中で、**必要に応じて就学先となる学校や学びの場の変更の必要性について検討**する

学びの場の見直しに当たっての本人及び保護者との合意形成

37

文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」令和3年6月に基づき作成

就学先の決定に向けたスケジュール（事前提出資料から）

- **6月から申込み**を開始するほか、**電子申請を導入**し、相談申込みをしやすい環境を整備している。
- 就学時検査後に再検査等が必要な子に対しアプローチをかけるため、**スケジュールに余裕がない。**
- 学校教育指導員が保育所・保健師・各学校との連携や**各所の巡回で児童生徒の様子を定期的に**伺い、就学支援ケース会議（夏・秋・冬）にて学びの場を検討している。
- **保健師との連携**により、早い段階からの対象者を把握し、**保護者の考え等を把握**するよう努めている
- 市内の各学校のコーディネーターの先生や幼稚園・保育園の先生に早期から就学に向けて検査をしてもらうよう促してもらっている。就学決定の流れについても、**フローチャートを作成**する等理解の普及に努めている。
- 新就学児の保護者に対し、入学までの**スケジュールを5月に書面で周知**している。

38

教育支援委員会と校内委員会の機能充実を図るためのハンドブック

第2章 柔軟に在籍を変更するために

- (1) 校内委員会の役割
- (2) 校内委員会の1年間のスケジュール（例）
- (3) 校内委員会での学びの場の見直し

令和6年10月

「教育支援委員会と校内委員会の機能充実を図るためのハンドブック」

39

第2章（1）校内委員会の役割

- 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。（個別的教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。）
- 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り。
- 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。

令和6年10月

「教育支援委員会と校内委員会の機能充実を図るためのハンドブック」から抜粋

40

第2章（3）校内委員会での学びの場の見直し

校内委員会で、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍変更を検討する場合は、**本人の教育的ニーズを踏まえ、必要な支援内容を把握することが重要**です。

多くの場合は、児童生徒の学習上、生活上の困難さや障がいの状態に目を向け「授業についていけない」「集団行動ができない」「他の児童生徒と上手く関われない」等の理由から校内委員会で在籍変更を検討し、教育支援委員会での判断をもとに決定されています。

児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、必要な支援内容を把握するためには、校内委員会は**児童生徒の困難さだけでなく、支援内容が児童生徒に合っているのかを整理することが大切**です。

そのため、現在、**在籍している学級での指導や支援体制、校内外の資源を活用した個に応じた支援の成果や課題を適切に評価し、その上で学びの場を検討するという段階的なプロセスを踏まえることが求められています。**

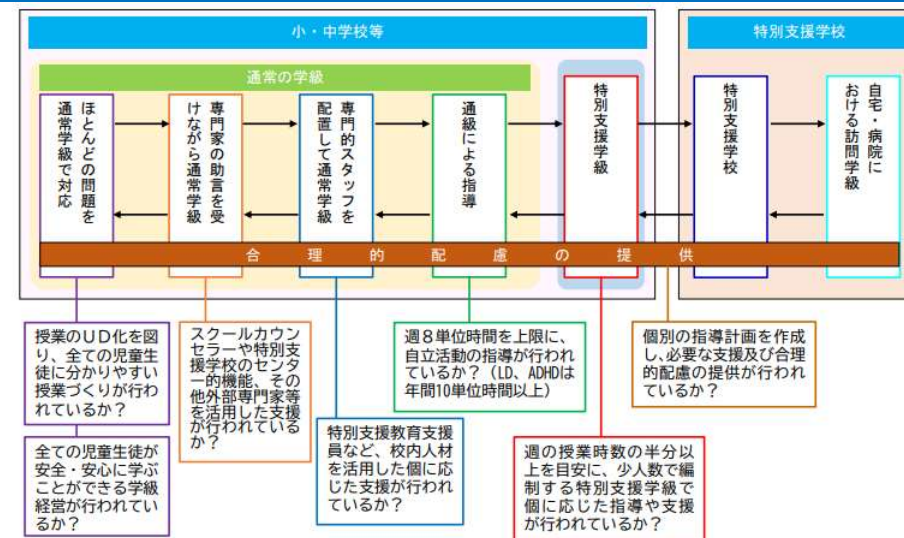
特に特別支援学校への在籍変更を検討している場合には、管理職や担任教諭等が、特別支援学校の教育内容を十分に理解しておく必要があります。

令和6年10月

「教育支援委員会と校内委員会の機能充実を図るためのハンドブック」から抜粋

41

学びの場の段階的な検討



42

参考資料

- 令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 障害のある子供の教育支援の手引
- 4文科初第375号令和4年4月27日 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について
- 教特第514号令和5年7月18日 障がいのある子どもの教育支援について
- 事務連絡令和5年9月4日 特別支援教育に関する研修会について（動画配信）
- 教特第847号令和5年10月12日 保護者向けリーフレット「すべての保護者の皆様へ」の配布について
- 教特第924号令和5年10月26日 障がいのある子どもの学びの場の柔軟な見直しについて
- 事務連連絡令和5年11月29日 令和5年度市町村教育委員会新任委員研修会について
- 令和6年10月北海道教育委員会特別支援教育課 教育支援委員会と校内委員会の機能充実を図るためのハンドブック

43